

前回定例会以降の動き

平成 28 年 9 月 7 日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

8月8日に、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。
〔主な確認内容〕

- ・ 荒浜側ボイラー建屋 ボイラー蒸気戻り水の漏えい
- ・ 発電所構内 荒浜側ろ過水タンク天板の損傷
- ・ 発電所構内 がれき撤去訓練

2 安全管理に関する技術委員会

- ・ 8月10日、平成28年度第2回技術委員会を開催しました。
課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響」について、担当委員から、これまでの議論の中間まとめを報告いただき今後の議論の方向性等を議論しました。
また、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所のトラブル等（ケーブルの不適切な敷設、5号機における制御棒の過挿入動作）について説明を受け、内容を確認しました。
- ・ 8月24日、課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響」を開催しました。
福島第一原子力発電所の交流電源喪失の原因について議論しました。
また、水素爆発の原因を明らかにするため、今後、東京電力が水素爆発シミュレーションを実施することになりました。

3 東京電力HD・新潟県合同検証委員会

- ・ 8月31日、東京電力HD・新潟県合同検証委員会を開催しました。
技術委員会が第三者検証委員会に検証を求めた「メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項」のうち、第三者検証委員会が未検証の事項と検証不十分な事項について、東京電力の回答を確認しました。
今後、合同検証委員会では、関係者へのヒアリング等により、検証を進めることになりました。

4 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

- ・ 8月30日、新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催しました。
平成27年度に実施した柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線及び温排水等の監視調査結果について評価をいただきました。評価結果の概要は以下のとおりです。
環境放射線監視調査：発電所からの周辺環境への影響は無視できるものと判断した。
温排水等漁業調査：過去と比較して特異な傾向は認められなかった。

5 その他

8月10日：平成28年度第2回新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

8月24日：福島事故検証課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響(第8回)」

8月26日：報道発表 [鹿児島県知事の川内原発停止要請についての知事コメント]

8月29日：第4回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会 (内閣府主催)

8月30日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所での発煙について (第1報)]

8月30日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所での発煙について (最終報)]

8月30日：第65回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

8月31日：第1回東京電力HD・新潟県合同検証委員会

9月 5日：報道発表 [資源エネルギー庁が実施している高レベル放射性廃棄物の処分に関する科学的有望地の提示に関するパブリックコメントに意見を提出しました。]

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

(平成 28 年度第 2 回)

会 議 次 第

日 時 : 平成 28 年 8 月 10 日(水) 13:30~16:00

場 所 : 新潟県庁西回廊「講堂」

1 開会挨拶

2 報 告

- (1) フィルタベント設備の検証について (中間報告)
- (2) 東京電力第三者検証委員会の検証結果について
- (3) その他

3 議 題

- (1) 福島第一原子力発電所事故の検証について
課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響」中間まとめ
- (2) 柏崎刈羽原子力発電所のトラブル等について
 - ア. 柏崎刈羽原子力発電所のケーブルの不適切な敷設
 - イ. 柏崎刈羽原子力発電所 5 号機における制御棒の過挿入動作
- (3) その他

4 閉会挨拶

[配 付 資 料 一 覧]

資料 No. 1	フィルタベント設備に関する検討状況等について
資料 No. 2-1	「メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項」と「東京電力第三者検証委員会の検証結果」について
資料 No. 2-2	東京電力第三者検証委員会の検証結果のポイント
資料 No. 3	福島事故検証課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響」中間まとめ
資料 No. 4	佐藤委員質問「ケーブル敷設の不適合に関する質問」への回答 (東京電力)
資料 No. 5	柏崎刈羽原子力発電所 5 号機定期検査中における制御棒 1 本の過挿入動作について (東京電力)
参考資料 No. 1	柏崎刈羽原子力発電所におけるケーブル敷設の不適合に係る対応について (前回技術委員会資料)

福島事故検証課題別ディスカッション 地震動による重要機器の影響（第8回）

日時：平成28年8月24日(水) 13:30～16:00

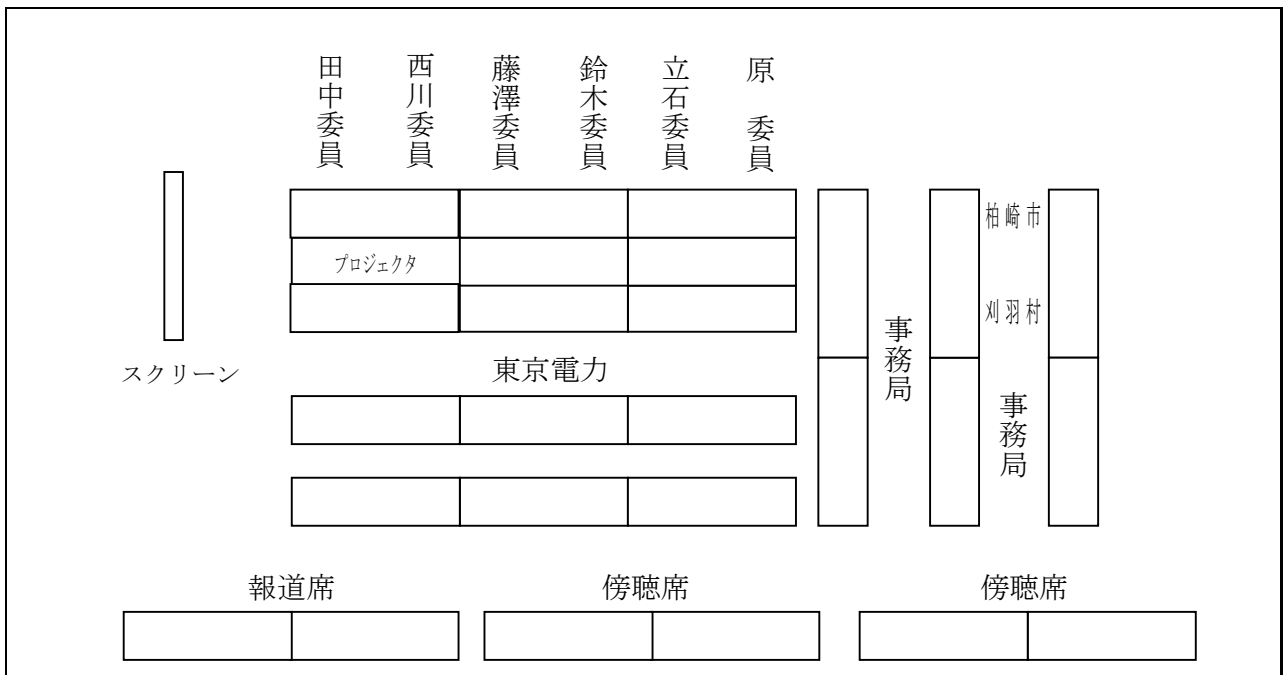
場所：興和ビル10階第5会議室

- 1 開会挨拶
- 2 事務局説明及びディスカッションの進め方等
- 3 テーマ 1号機非常用電源設備に関する事項等
- 4 閉会挨拶

出席者

区分	職名	氏名
委員	コアメンバ 科学ジャーナリスト	田中 三彦
	東京都立大学名誉教授	西川 孝夫
	新潟大学工学部（教育組織）教授、新潟大学可視化情報研究センター（研究組織）センター長 教授	藤澤 延行
	元・日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主幹	鈴木 元衛
	新潟大学名誉教授	立石 雅昭
	新潟工科大学副学長	原 利昭
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所原子力安全センター所長	宮田 浩一
	原子力設備管理部安全調査G	増井 秀企

座席図



平成28年8月26日

防 災 局

鹿児島県知事の川内原発停止要請についての知事コメント

本日、鹿児島県知事が九州電力に対して川内原子力発電所の一時停止と点検を要請したとの報道がありました。

鹿児島県知事の川内原発の停止要請については、責任を持って情報を収集し分析する立場にはありませんので、新潟県知事としてのコメントは控えさせていただきます。

なお、従前から申し上げているとおり、原子力発電所の安全確保のためには、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不可欠です。それがなければ、同じことを繰り返す恐れもあり、原子力発電所の安全が確保できないものと考えています。

原子力規制委員会には、地域の安全を如何に確保するかという組織の本来の目的を果たして、実効性のある対策をすみやかに構築していただきたいと思います。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

第4回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会

日時：平成28年8月29日（月）

14:00～16:45

場所：新潟県庁 西回廊2階 講堂

— 次 第 —

1. あいさつ

2. 議事

柏崎刈羽地域における原子力防災に係る机上演習（ブレインストーミング）

3. その他

— 資 料 —

資料1 柏崎刈羽地域における原子力防災に係る机上演習（ブレインストーミング）－実施要領－

資料2 柏崎刈羽地域における原子力防災に係る机上演習（ブレインストーミング）－地理情報等－

資料3 柏崎刈羽地域における原子力防災に係る机上演習（ブレインストーミング）－事象進展－

平成28年8月30日

16時40分

防 災 局

柏崎刈羽原子力発電所での発煙について（第1報）

東京電力から、本日15時23分頃に、柏崎刈羽原子力発電所7号機原子炉建屋中3階（非管理区域）で、配管の支持金具の溶接作業中に、近くの樹脂製の電線管から発煙があったとの報告を受けました。

消防に通報するとともに、初期消火を実施したとのことです。

なお、柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中であり、この発煙による放射能漏れなどはないとのことです。

また、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 市川

（直通）025-282-1694 （内線）6451

平成28年8月30日

17時45分

防 災 局

柏崎刈羽原子力発電所での発煙について（最終報）

本日お知らせした東京電力柏崎刈羽原子力発電所の7号機原子炉建屋中3階の非常用ディーゼル発電機の送風機室（非管理区域）で発生した発煙について、本日17時00分に、柏崎消防が火災ではないことを確認したとの連絡がありました。

発煙の原因については、東京電力で現在調査中です。

なお、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 市川

（直通）025-282-1694 （内線）6451

新潟県原子力発電所周辺環境監視 評価会議（第65回） 次第

日時 平成28年8月30日（火）
13時30分から15時30分
場所 新潟市中央区万代島6番地1
朱鷺メッセ 中会議室201

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所の最近の状況について
- (2) 平成27年度柏崎刈羽原子力発電所の運転状況及び放射性物質の放出状況について
- (3) 平成27年度環境放射線監視調査結果について
- (4) 平成27年度温排水等漁業調査結果について

4 議 事

- (1) 平成27年度の環境放射線監視調査結果の評価について
- (2) 平成27年度の温排水等漁業調査結果の評価について

5 そ の 他

福島第一原子力発電所の最近の状況について

6 閉 会

第1回東京電力HD・新潟県合同検証委員会

日時：平成28年8月31日(水) 13:30～15:30

場所：新潟県自治会館本館1階 講堂

次 第

1 開会

2 協定書、運営要綱

3 委員長、副委員長の互選

4 議題

- (1) 技術委員会による東京電力第三者検証委員会検証結果の評価
- (2) メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項に対する東京電力からの回答
- (3) 今後の検証の進め方

5 閉会

【出席者名簿】

佐藤 暁	(技術委員会委員、(株)マスター・パワー・アソシエーツ取締役副社長)
立石 雅昭	(技術委員会委員、新潟大学名誉教授)
山内 康英	(技術委員会委員、多摩大学情報社会学研究所教授)
小川 敬雄	(東京電力HD 執行役員内部監査室長)
小森 明生	(東京電力HD フェロー)

【配布資料】

資料No. 1	東京電力HD・新潟県によるメルトダウンの公表等の検証に関する協定書
資料No. 2	東京電力HD・新潟県合同検証委員会運営要綱
資料No. 3-1	「メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項」と「東京電力第三者検証委員会の検証結果」について
資料No. 3-2	東京電力第三者検証委員会の検証結果のポイント
資料No. 4	「メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項」に関する調査結果
資料No. 5	今後の検証の進め方

平成28年9月5日

防 災 局

資源エネルギー庁が実施している高レベル放射性廃棄物の処分に関する科学的有望地の提示に関するパブリックコメントに意見を提出しました。

本日、経済産業省資源エネルギー庁が意見を募集している「科学的有望地の提示に係る要件・基準の検討結果(地層処分技術WGとりまとめ)(案)」に対し、次のとおり意見を提出しました。

<意見内容>

科学的有望地は、まずは、地球科学的観点から「適性の低い地域」と「適正のある地域」とに整理して提示するよう検討されたい。

本件についてのお問い合わせ先
放射能対策課長 涌井
(内線) 6460
(直通) 025-282-1693

原 安 第 63 号
平成25年 9 月26日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

新潟県知事 泉田 裕彦

柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合
審査申請に係る条件付き承認について

柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請について、下記のとおり条件を付して、承認します。

ただし、ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合又はフィルタベント設備の設置に関して東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）第3条に基づく協議が整わないと明らかになった場合は、この承認は無効とします。

記

原子力規制委員会への規制基準適合申請にあたっては、以下の事項を申請書に明記すること

- 1 新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと
- 2 今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること

平成25年9月26日
防 災 局

条件付き承認に伴う知事コメント

昨日の東京電力廣瀬社長との会談において、フィルタベントが稼働する状況下では、避難中の住民が健康に影響のある被ばくをする危険があることが確認されました。

また、「新規制基準をクリアしただけでは住民の安全を確保できず、自治体との協議が必要」という点も共通の認識となりました。

加えて、残念なことですが、東京電力は、フィルタベント以外の設備についても、田中原子力規制委員会委員長が「最低限の基準」と指摘する新規制基準をクリアできるか自信が持てていない状況にあります。

柏崎刈羽原子力発電所は、停止していても生きている施設であり、安全確保が必要です。事業者が現状に対しても安全確保に自信を持たず第三者の目を入れたいという状況を放置することは、地元にとっても望ましくありません。

フィルタベントの性能が十分なのか、避難計画と整合性が取れるのか等については、県技術委員会の場合でも検討する必要があると考えていますが、それ以外の設備等については、規制基準適合審査によって、第三者（原子力規制委員会）の確認を求めることは容認したいと思えます。

以上により、条件付きの承認を行うこととしました。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

柏崎刈羽原子力発電所 6， 7号機における新規制基準への適合申請について

平成 25 年 9 月 27 日
東京電力株式会社

当社は、本日、柏崎刈羽原子力発電所 6， 7号機について、新規制基準への適合性確認の審査を受けるため、原子力規制委員会に対して、原子炉設置変更許可、工事計画認可、原子炉施設保安規定変更認可の申請を行いましたので、お知らせいたします。

なお、昨日、新潟県より受領した「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について*¹」に記載されている条件を申請書に明記*²の上、原子力規制委員会に申請しております。

以 上

- ・ 添付資料 1

柏崎刈羽原子力発電所 6， 7号機における新規制基準への適合申請について

- ・ 添付資料 2

柏崎刈羽原子力発電所 6， 7号機における新規制基準への対応および安全対策実施状況について

* 1 柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について

柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請について、下記のとおり条件を付して、承認します。

ただし、ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合又はフィルタベント設備の設置に関して東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）第 3 条に基づく協議が整わないと明らかになった場合は、この承認は無効とします。

記

- 1 新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと
- 2 今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること

* 2 申請書に明記した内容

1 について

今回申請する原子炉設置変更許可申請書においては、更なる信頼性向上の観点から自主的に設置する代替格納容器圧力逃がし装置に係る基本的な設計方針を記載しております。

同装置に係る工事計画については、設計の詳細が確定し、立地自治体との安全協定に基づく事前了解を頂いた上で、別途追加で申請することを工事計画認可申請書に明記しております。

[参考] (申請書の記載内容)

柏崎刈羽原子力発電所第6号機(第7号機)工事計画認可申請書本文及び添付書類

IV 変更の理由

(省略)

なお、本工事計画認可申請書と同時に申請する「柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号原子炉施設の変更)」に記載のある、高圧代替注水系については、設計の詳細が確定次第、また、代替格納容器圧力逃がし装置については、設計の詳細が確定し、立地自治体の了解が得られ次第、別途工事計画の認可申請を実施する。

2 について

今回申請する原子炉設置変更許可申請書において、新規基準に基づき新たに設置する格納容器圧力逃がし装置及び代替格納容器圧力逃がし装置は、安全協定に基づく立地自治体の了解の後に使用開始する設備としております。

また、これらの設備並びに既に設置している耐圧強化ベント系の使用にあたっては、立地自治体と協議のうえで定める事業者防災業務計画に基づき、避難状況の確認等を行うことを手順等に明記することとしております。

[参考] (申請書の記載内容)

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号原子炉施設の変更)

添付書類十

4.1 重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力
4.1.2 重大事故等対策又は大規模損壊対策の手順等の整備
e. 具体的な重大事故等対策実施の判断基準として、確認される水位、圧力及び温度等の計測可能なパラメータを手順等に明記する。(中略)さらに、格納容器圧力逃がし装置及び代替格納容器圧力逃がし装置は、立地自治体の了解の後に運用開始するものであり、既に設置している耐圧強化ベント系と併せて、立地自治体と協議のうえで定める事業者防災業務計画に基づき、避難状況の確認等を行うことを手順等に明記する。

フィルタベントの使用に関する条件について

9月26日付け「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について」について一部報道機関において、誤った解釈による報道がありました。

県と東京電力は、

了解が得られない限りフィルタベント設備の運用開始はできない。実際に事故が発生した際の個別の対応に、県の了解を得よう求めたものではない。という認識で一致しています。

県の付した条件（抜粋）

原子力規制委員会への規制基準適合申請にあたっては、以下の事項を申請書に明記すること

- 2 今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること

東京電力の申請書への記載（抜粋）

（略）格納容器圧力逃がし装置及び代替格納容器圧力逃がし装置は、立地自治体の了解の後に運用開始するものであり、既に設置している耐圧強化ベント系と併せて、立地自治体と協議のうえで定める事業者防災業務計画に基づき、避難状況の確認等を行うことを手順等に明記する。

【参考】東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（抜粋）

（計画等に対する事前了解）

第3条

丙は、原子力発電施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

本件に関するお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
TEL 025-282-1690 内6450

「地域の会」委員質問への回答

質 問

(新潟県、柏崎市、刈羽村に対する質問)

原子力防災に関する質問

- ① 自然災害との複合災害を前提とするには、示されている防災計画では不十分です。屋内退避が不可能な場合や避難道路の不備など、想定できる状況について、どのように対処するのかをガイドブックに明記する必要があるのではないのでしょうか。

回 答

- 大規模自然災害時等との複合災害時には、道路や避難施設等の被災状況に応じて適切に対応することとしているが、地震との複合災害において、余震が続く場合や土砂災害の発生が予期される場合などには屋内退避できない可能性があることなどから、原子力災害対策指針の見直しが必要と考えております。
- 熊本地震により、原子力災害と自然災害の複合災害を想定し、健康に影響のある被ばくを避けうる避難計画が必要であることが、改めて明らかになったところです。
- 被ばくを避けうる避難計画の策定に当たっては、原子力災害対策指針を含む法制度や、組織体制、財政措置等、権限を持つ国でなければ対応できない課題があり、これらの課題の解決が必要と考えております。
- これらの課題については、全国知事会としても提言等を行っており、こうした中、3月11日の原子力関係閣僚会議決定により、一定の体制ができたことから、県としては、全国知事会の場等を通じ諸課題について国と意見交換を行い、引き続き課題解決に向けた働きかけを行ってまいります。
- また、関係府省の職員とともに、避難計画の具体化・充実化に向けた取り組みを進めているところであり、諸課題の解決の進展に応じ、今後とも国、市町村、関係機関と連携し、広域避難計画をはじめとした原子力災害対策の充実を努めていきたいと考えております。

質 問

(新潟県、柏崎市、刈羽村に対する質問)

原子力防災に関する質問

- ② 現在示されている防災計画は、何処に避難するのかで終了となっていますが、原子力災害は避難場所の更なる移動や避難の長期化が考えられます。その場合の対応などが全く白紙の状態です。避難後、落ち着いた生活を取り戻すまでの見通しをガイドブックに示す必要があるのではないのでしょうか。

回 答

- 国としては、直近では、本年8月に内閣府（原子力防災）が、「東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難に関する実態調査結果から得られた課題とその対応状況」の「避難が長期化した場合の中長期的な対応」において、
- ①就労、住居確保、医療等の支援不足への対策
 - ②家族の離散防止対策
 - ③避難区域内における盗難、火災への不安への対策
 - ④避難所における生活環境に関する課題への対策
 - ⑤放射線影響に関する質問・意見への対応不足への対策
- を取りまとめています。
- また、本県としては、県地域防災計画（原子力災害対策編）の「災害中長期対策」において、「県は国、市町村及び関係団体等と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努める。」こととしております。

質 問

(新潟県、柏崎市、刈羽村に対する質問)

原子力防災に関する質問

- ③ ②の為にも、福島事故避難住民の避難後の問題点の把握は必要と考えます。
福島県・立地自治体に対して、原子力災害時における行政としての問題点や課題の調査をしたことはありますか。
調査済みであれば、どのような問題点があると捉えていますか。
調査していないならば、避難後の問題点等の把握について、今後、調査の必要があると考えますか。

回 答

- 本県（県民生活・環境部震災復興支援課）では、毎年、東日本大震災に伴い本県に避難されている世帯を対象とし、「避難生活の状況に関する調査（避難者の現在の生活状況や支援ニーズ等の調査）」を実施しているところです。
- また、原子力災害時における行政としての問題点や課題については、平成24年に国会事故調をはじめ福島事故に係る4つの調査委員会において報告書がとりまとめられているところですが、直近では、本年8月に内閣府（原子力防災）が、「東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難に関する実態調査結果から得られた課題とその対応状況」において取りまとめています。